

工事着手届出・公告前建築等承認申請・中間検査依頼・工事完了届出・添付書類一覧

令和7年7月1日

工事着手届出(埼玉県手続規則第4条第1号)

提出部数:各町村経由で3部(正本1部、副本2部)

No	添 付 書 類 等	備 考	確認		
			申請者	町村	県
1	工事着手届出書	宛名は「埼玉県川越建築安全センター所長」としてください。			
2	工 事 写 真	①「開発行為の許可標識(様式第5号)」を入れた全景写真 ②「開発行為の許可標識」の記載内容が判別可能な写真 ③ カラー写真 ④ 工事着手した状態が判別可能なもの			

公告前建築等承認申請(法第37条第1号)

提出部数:各町村経由で3部(正本1部、副本2部)

No	添 付 書 類 等	備 考	確認		
			申請者	町村	県
1	公告前建築等承認申請書	宛名は「埼玉県川越建築安全センター所長」としてください。			
2	委任状	申請者の委任を受けて代理者が申請等を行う場合 ① 代理者の資格、住所、電話FAX番号 ② 委任の範囲 等を明記			
3	理由書	申請書の「申請の理由」欄では記述が不十分な場合に添付			
4	開発区域位置図(都市計画図の写し)	① 方位・縮尺(1/15,000以上) ② 区域を朱書き			
5	土地利用計画図	開発許可を受けた図面と同一であること。			
6	工事工程表	①「開発工事」と「建築工事」に分類して記載すること。 ②「建築工事」の完了に先行して、「開発工事」が完了すること。 (「建築工事期間」に完了検査日は含めない)			
7	工事写真(全景及び全境界杭)	①「開発行為の許可標識(様式第5号)」を入れた全景写真 ②「開発行為の許可標識」の記載内容が判別可能な写真 ③ 全ての境界杭(仮杭不可)の写真 ④ 工事の進捗よく状況、公共施設の整備状況がわかるもの ⑤ 写真番号を土地利用計画図に明示 ⑥ カラー写真			
8	その他許可権者が必要と認める書類				

中間検査依頼(埼玉県手続規則第4条第3項)

提出部数:各町村経由で3部(正本1部、副本2部)

No	添 付 書 類 等	備 考	確認		
			申請者	町村	県
1	中間検査依頼書	宛名は「埼玉県川越建築安全センター所長」としてください。 【注意】 ① 現場が開発許可の内容どおりに施工されていなかった場合は、原則として後日再検査になります。 ② 検査当日は許可を受けていない工事の内容に対しては検査を行いません。			
2	開発区域位置図(都市計画図の写し)	① 方位・縮尺(1/50,000以上) ② 区域を朱書き			
3	土地利用計画図	① 開発許可を受けた図面と同一であること。 ② 検査箇所を記載すること。			
4	工事写真	① 指定工程に達したことがわかる写真 ② カラー写真			
5	その他許可権者が必要と認める書類				

- ★ 届出書の様式は、県都市計画課のHPからダウンロードすることができます。
(県庁HP ⇒ くらし・環境 ⇒ まちづくり ⇒ 開発許可 ⇒ 開発許可制度申請様式集)
- ★ 図面の縮尺などその他の記載要領については、埼玉県都市計画課発行「開発許可制度の解説」第2編第1章「開発許可申請書等の作成及び手続」を参照すること。
- ★ 全ての図面について方位及び縮尺を記載、区域を朱書きし、作成者は記名してください。

工事完了届出(法第36条第1項)

提出部数:各町村経由で3部(正本1部、副本2部)

No	添 付 書 類 等	備 考	確認		
			申請者	町村	県
1	工事完了届出書	宛名は「埼玉県川越建築安全センター所長」としてください。 【注意】 ① 申請者(又は代理者)は、 <u>届出の前に、必ず現場が開発許可の内容どおりに施工されていることを確認してください。</u> ② 確認の結果、現場の施工状況が許可の内容と相違している場合は、検査日前に工事のやり直し又は変更許可申請等の手続きをしてください。 ③ 検査の結果、現場が開発許可の内容どおりに施工されていなかった場合は、原則として後日再検査になります。 ④ 検査当日は許可を受けていない工事の内容に対しては検査を行いません。 ⑤ 許可の内容に適合しなければ、いかなる場合も検査済証の交付はできません。			
2	公図の写し	① 方位・縮尺(1/600以上) ② 区域を朱書き ③ 申請地及びすべての隣接地の地番・地目を記入			
3	土地利用計画図	開発許可を受けた図面と同一であること			
4	確定測量図(実測)	必ず確定測量を行い、その実測に基づいて作成すること。 ① 方位・縮尺(1/300以上) ② 面積(小数点以下第2位) ③ 全ての辺長(小数点以下第3位まで明示する) ④ 全ての杭の種類 等を記入			
5	工事完了写真(全景2方向以上)	完了検査当日には、開発工事の工程を記録した写真等を準備すること。 ① 道路を入れて撮影 ② 区域を朱囲み ③ カラー写真 ④ 写真番号記載 ⑤ 写真方向図(写真番号、撮影方向を記載。土地利用計画図に記載可)			
6	その他許可権者が必要と認める書類				

★ 届出書の様式は、県都市計画課のHPからダウンロードすることができます。
 (県庁HP ⇒ くらし・環境 ⇒ まちづくり ⇒ 開発許可 ⇒ 開発許可制度申請様式集)

★ 図面の縮尺などその他の記載要領については、埼玉県都市計画課発行「開発許可制度の解説」第2編第1章「開発許可申請書等の作成及び手続」を参照すること。

★ 全ての図面について方位及び縮尺を記載、区域を朱書きし、作成者は記名してください。